



人と住まいを、
笑顔でつなぐ。

名南東支部だより

VOL 103

2024/10

お知らせ

支部企画研修会開催のご案内

日時：令和6年11月12日（火）午後13時30～ [午後13時受付開始]
場所：瑞穂文化小劇場 名古屋市瑞穂区豊岡通3-29

研修課題：第1課題 「会員マイページについて」
講師：本部担当職員

第2課題 『経営は今が一番楽』
講師：カレーハウス CoCo 壱番屋 創業者
株式会社壱番屋 宗次 徳二 氏

天涯孤独の生い立ち、極貧の少年時代。
ゼロから東証一部上場企業、1200店舗超の
カレーチェーンを創った男



宗次 徳二 氏

※ 出席及び本人確認させていただきますので、会員証（金色（QRコード貼付））をご持参ください。



表



裏

★合同ブロック懇談会開催について

令和7年1月20日（月）～2月7日（金）の間に開催いたします。

【合同ブロックの組合せ】

東郷町・天白区	1ブロック・2ブロック・3ブロック・4ブロック・ 5ブロック・6ブロック・7ブロック
昭和区	8ブロック・9ブロック・11ブロック・ 10ブロック・12ブロック
瑞穂区	13ブロック・14ブロック・15ブロック・16ブロック

今年度、名南東支部初の区対応の合同ブロック会を開催です。
所属ブロックの支部幹事より開催のご案内をFAX等でお送りいたします。

「月刊不動産流通」2023年11月号より転載

月刊不動産流通の
お申し込みは

vol.490

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産業課

関 連 法 規

宅地建物取引業法に基づく 講習におけるアナログ規制の 見直しについて教えてください。 (その1：登録講習編)

Q&A

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条第3項の登録を受けた者（以下、登録講習機関）が実施する講習（以下、登録講習）を修了した者（以下、登録講習修了者）については、宅地建物取引士資格試験（以下、宅建試験）の一部が免除されることになっています。この、いわゆる「5問免除講習」（登録講習）に関し、令和5年9月に宅地建物取引業法施行規則（以下、省令）の改正が行われ、いわゆる「アナログ規制」を撤廃しました。本稿では、どのような経緯で省令の改正が行われることになったのか、そして、この改正によって令和5年度までと令和6年度以降とで、登録講習修了者が宅建試験で5問免除を受けるにあたっての手続きがどう変わるのかについて解説致します。

現在、政府では、アナログ的手法を前提とした「アナログ規制」の見直しを進めています。令和4年6月に取りまとめられた「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（デジタル臨時行政調査会）においては、代表的なアナログ規制の1つとして国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うこと等を求めている規制（以下、講習規制）が挙げられ、講習規制の見直しの検討が進められました。その中で、登録講習については、証明書の発行プロセスに

ついて電子化や廃止を含めて見直しを行うとともに、修了試験を除く講習の一連のプロセスをデジタル化することとされ、同年12月に公表された「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（デジタル臨時行政調査会）において、講習規制の見直しを実現するための省令改正を令和5年9月までに交付することとされました。

令和5年度の宅建試験までは、登録講習機関は登録講習修了者に対して省令に定める様式の登録講習修了者証明書（以下、証明書）を紙で交付することとされており、登録講習修了者は、宅建試験を郵送で申し込む場合には、証明書を試験の実施機関に提出することにより、5問免除を受けることとなっていました。今般の講習規制を見直す省令改正により、証明書を廃止し、登録講習機関と宅建試験の実施機関の間で登録講習修了者に係る情報をバックオフィス連携することとされたため、令和6年度以降の宅建試験においては、登録講習修了者は、宅建試験を郵送で申し込む場合であっても、登録講習機関から伝えられる修了番号等を用いることで、5問免除を受けることができるようになりました。

次号では、登録実務講習と法定講習について説明致します。（文責：大西隼人）